【本条例案の全体構成イメージ】

碧南市協働のまちづくりに関する基本条例

前文 (条例制定の趣旨、理念、目的など)

第1章 総則

(第1条)目的 (第2条) 用語の定義 (第3条)条例の位置付け

第2章 基本原則

(第4条)基本原則 (第5条)市民の権利 (第6条)市民の責務 (第7条)行政の責務 (第8条)職員の責務

第3章 市民と行政の協働

(第 9条) 市民と行政の協働の推進

(第10条)情報公開

(第11条)情報提供

(第12条) 個人情報の取扱い

(第13条) 市民参加

(第14条) 市民参加の対象

(第15条)審議会等

(第16条) 行政評価

(第17条) 説明責任



各論部分



第4章 市民公益活動

(第18条) 市民公益活動の促進

(第19条) 財政支援

(第20条) 参入機会の確保



第5章 地域自治

(第21条) 地域自治の推進

(第22条) 地域まちづくり組織

第6章 雑則

(第23条)条例の検証等

附則 (条例の施行日)